

チェックシート 1 (香料)

要請品： (第 稿)

記入日 年 月 日

(項目によっては記載が困難な項目があるかもしれません。記載しにくいところ等がありましたら、ご意見をいただければ有難いと思います。なお、本チェックシートは、香料を想定したものです。一般の添加物、栄養関連添加物又は酵素については、それぞれに専用のチェックシートがありますので、そちらをご利用ください。)

1. 基本情報

要請者の情報 (相談申込書から変更がなければ要請者名のみで結構です)

要請者 (事業者名等)：

所在地：〒

担当者 所属/氏名： /

TEL：

Email：

☆ 海外事業者等が要請者で、国内代理人が要請される等の場合は、以下を記載してください。

代理人 (事業者名等)：

所在地：〒

担当者 所属/氏名： /

TEL：

Email：

要請者との関係等 (代理人と要請者との関係、代理で要請を行う理由を記載してください)

2. 要請の種類及び要請品の情報開示

(1) 要請の種類

予定している要請の種類を選択してください (□をクリックすると☑が入ります)。

該当する項目がない場合は、「その他」を選択し、具体的にその内容を記載してください。

☐ 新規指定 (使用基準：着香の目的に限る)☐ 成分規格改正☐ その他：

(2) 本要請の骨子

本要請品の指定または規格基準の改正による消費者における利点を簡潔に記述してください (300 字程度が望ましい)。

(3) 異なる事業者から同一品目に関する要請があった場合の要請品情報の要請者相互における開示

要請品の情報について開示できる項目を全て選択してください（□をクリックすると☑が入ります）。

☐ 要請者相互において要請内容を開示することは可能

開示可能な範囲：☐ 要請の全内容

☐ 要請の内容の一部*

*開示可能項目を下記より選択

☐ 品目名

☐ 要請の種類

☐ 用途

☐ 要請者名（事業者名等）

☐ 代理者名（事業者名等）

☐ その他（具体的に記入）：

☐ 要請者相互において要請内容を開示することは不可能

★ 同一品目について異なる要請者から複数の要請がある場合には、最終的に複数の要請をまとめて1つの規格等を設定した方が、食品添加物の供給側にも利用側にも都合がよい場合があります。その際には、両者の内容の差を確認し、それぞれの範囲を包含する単一の規格を作る作業が必要となり、通常よりも時間を要することがあります。要請者間で要請品の情報を開示して概要書作成で協力いただけると、複数の要請を単一化することで、より迅速かつ合理的に手続きがなされることが期待されます。また、「安全性に係る知見」においても、複数の要請者の調査結果をまとめて概要書を作成することで、より質の高い安全性評価やより正確な一日摂取量の推計が可能になると思われるため、結果として関係者の作業負担を軽減することにつながると期待されます。このため、事前に要請者間でどの範囲の情報が開示可能かを、確認させていただきたいと存じます。同意が得られない情報については、他の要請者には開示することはいたしません。

3. 要請品に関する情報

(1) 物質の種類

要請品に該当する項目を全て選択してください。

☐ 化学的合成品	☐ 天然物精製品	☐ 培養精製品		
☐ 高純度品*	☐ 未精製品	☐ 混合物	☐ 添加剤含有	☐ 添加剤不含
☐ 有機物	☐ 無機物	☐ 塩類	☐ 酵素	☐ ペプチド
☐ 低分子	☐ 高分子	☐ 成分不明		
☐ その他（具体的に記載してください）：				

* 含量 95.0%以上のものを指す。

(2) 規格情報

要請品に関する規格情報の有無、調査状況についてご記入ください。

記入に当たっては、最新の情報を確認してください。

(a) 国内の参照可能な規格	☐ 有	☐ 無
食品添加物公定書	品目名：	
日本薬局方	品目名：	
医薬品添加物規格	品目名：	
その他の参照規格名：	品目名：	

--	--

(b) 国外の参照可能な規格	☐ 有	☐ 無
JECFA	品目名：	
FCC	品目名：	
EU	品目名：	
その他の参照規格名：	品目名：	

(c) 国内外の参照規格の対照表	☐ 作成済	☐ 作成中	☐ 作成予定
------------------	------------------------------	------------------------------	-------------------------------

(3) 物質情報

要請品に関する情報を、以下の項目について可能な限り記載してください。

分からない項目は、「不明」としてください。

食品添加物名（新規指定要請の場合は、成分名など食品添加物の名称として使用を希望する名称及びその英名）

和名：アセトアルデヒド 英名：Acetaldehyde

別名（必要とされる名称がある場合に記載）

Ethanal

化学名等（IUPAC 名、慣用名）

Acetaldehyde

CAS 登録番号

75-07-0

JECFA 番号

80

COE 番号（欧州評議会が付与した番号）

89

FLAVIS 番号（FLAVIS－EU フレーバー情報システムによって割り当てられた番号）

-

FEMA 番号

2003

用途

香料

使用方法に係る情報 ☐有 ☐無

構造式

H₃C-CHO

分子式

C₂H₄O

分子量（第 10 版食品添加物公定書 付録 原子量表で確認）

44.05

性状

本品は、無色澄明の液体で、特有のにおいがある。

(4) 設定しようとする成分規格案等

要請品に関する成分規格の作成状況について、以下の項目について可能な限り記載してください。

※新規指定の場合、品質を保証する成分規格案を作成する必要があります。

また、提案する成分規格案の妥当性を示す試験データ等の提出が必要となります。

成分規格

自社規格	☐ 有	☐ 無
業界自主規格	☐ 有	☐ 無

成分規格案／成分規格改正案	☐ 有	☐ 作成中	☐ その他 ()内に記載
()			
成分規格案の試験法案の妥当性確認等資料	☐ 有	☐ 作成中	☐ その他 ()内に記載
()			
成分規格案の試験成績報告書	☐ 有	☐ 作成中	☐ その他 ()内に記載
()			
その他特記すべき事項：			

下記 4. ～7. については、根拠となる文献*を収集してください。

文献の入手状況について右の選択肢（有、無）から選択してください。

「無」を選択する場合には、追記事項に項目番号と理由を記載してください。

*文献とは、学術雑誌に掲載された研究報告や、刊行物としてまとめられたもの等、印刷物のみならず、Web 上で公開されている法令やデータベース検索結果等の利用も可能です。参考文献として報告書や論文を選択する際には、FADCC では通常、下記の順に信頼性があると考えておりますので、選択する際の参考にしてく

ださい。なお、食品安全委員会の評価書を除き、できるだけ原著を入手するようにしてください。

① 専門公的機関の報告等公開情報(HP 含む)、② 専門分野の学術論文、③ 専門分野の書籍、

④ 事業者・分析機関等の試験データ、⑤ 新聞・雑誌の掲載記事、⑥ ①～⑤以外の Web 上の記事

4. 要請品及び関連食品添加物に係る情報

(1) 起源又は発見の経緯	☐ 有	☐ 無
(2) 国内外における使用状況	☐ 有	☐ 無
(3) 製造方法	☐ 有	☐ 無
(4) 食品添加物の安定性	☐ 有	☐ 無
(5) 食品中の食品添加物の分析法	☐ 有	☐ 無

追記事項：

5. 有効性に係る情報

(1) 食品添加物としての有効性	☐ 有	☐ 無
(2) 食品中での食品添加物の安定性	☐ 有	☐ 無
(3) 食品中の主要な栄養成分に及ぼす影響	☐ 有	☐ 無

追記事項：

6. 国際機関等における安全性評価

(最新の情報を確認)

(1) 食品安全委員会（食品添加物以外での評価も含む）	☐ 有	☐ 無
(2) JECFA	☐ 有	☐ 無
(3) EFSA 及び SCF	☐ 有	☐ 無
(4) FDA	☐ 有	☐ 無
(5) FSANZ	☐ 有	☐ 無

追記事項：

7. 安全性に係る情報

(食品安全委員会の香料に関する食品健康影響評価指針、令和3年9月版参照のこと)

(1) 遺伝毒性		
(a) 要請品の遺伝毒性試験の結果又は結果を考察できる内容を含む資料	☐ 有	☐ 無
(a)がない場合、類縁化合物の遺伝毒性試験の結果又は結果を考察できる内容を含む資料（要請品の評価に当該類縁化合物の試験成績を用いることが妥当であると判断する根拠となる資料を含む）	☐ 有	☐ 無
(b) 要請品及び類縁化合物に関し、JECFA 等が採用する警告構造の有無に関する資料	☐ 有	☐ 無
(c) 要請品及び類縁化合物について、(Q)SAR による Ames 試験結果の予測に関する資料	☐ 有	☐ 無
(d) その他の遺伝毒性の判断に用いる、安全性に関する資料	☐ 有	☐ 無
(2) 一般毒性		
(a) 要請品の香料としての構造クラス分類に関する資料	☐ 有	☐ 無
(b) 要請品の代謝物の結果又は結果を考察できる内容を含む資料	☐ 有	☐ 無

(c) 要請品の推定摂取量に関する資料	☐ 有	☐ 無
(d) ステップ A5 及び B4 に該当する場合、要請品の NOAEL の判断に資する資料	☐ 有	☐ 無
(d)がない場合、類縁化合物の NOAEL の判断に資する資料（要請品の評価に当該類縁化合物の試験成績を用いることが妥当であると判断する根拠となる資料を含む）	☐ 有	☐ 無
(e) 要請品の体内動態に関する資料	☐ 有	☐ 無
(f) ヒト代謝物予測ソフトウェアを用いて調査した結果に関する資料	☐ 有	☐ 無
(g) その他の安全性に関する資料（生殖発生毒性試験などの試験成績も含む）	☐ 有	☐ 無
(3) 一日摂取量の推計	☐ 有	☐ 無
(a) 海外における年間使用量のデータを基に計算された推定摂取量	☐ 有	☐ 無

追記事項：

その他特記すべき事項：

8. その他の情報

特筆すべき情報があれば記載してください。

9. 食品添加物製品の製品試料提供の可否

消費者庁においては、成分規格の適切性を確認するため、原則として試料を用いて成分規格に係る試験を実施します。そのため、適切な時期に、消費者庁から要請者へ当該製品試料の提供依頼があります。

製品試料提供の可否	☐ 可	☐ 不可
可の場合		
提供できるロット数	ロット	
サンプル量（1 ロット当たり）	g	
製品試料提供の納期	か月	
製品試料提供の条件：		